

ICU 同窓会支部 個人情報 Q&A (2018.6 作成)

Q1 個人情報ってそもそも何？

A1 端的に言うと、特定の「その人」にたどりつくことができる情報のことです。

Q3 ID だけでも個人情報にあたりますか？

A3 “ID06”だけでは個人情報に当たりませんが、「特定の人にたどり着く情報」と組み合わさることで個人情報に当たります。

Q5 外国に居住する外国人の個人情報についても、日本の個人情報保護法で保護されますか？

A5 居住地や国籍に関係なく、日本で取り扱う個人情報は日本の個人情報保護法で保護されます。

Q7 海外支部の場合、特に気を付けた方がいいことはありますか？

A7 GDPR にならい、改めてプライバシーポリシーに積極的な同意をしてもらうことがのぞましいです。できる限り、新たに個人情報を受け取る際には、積極的な同意をもらうようにしましょう。

Q2 氏名だけでも個人情報にあたりますか？

A2 基本的には氏名だけでも個人情報に当たります。

Q4 インターネットなどで既に公表されている個人情報でも個人情報保護法で保護されますか？

A4 公表されているかどうかに関わりなく保護されます。

Q6 すでに配付済みの会員名簿や、新しく支部内で名簿を作成する場合には何に気を付けるべきですか？

A6 プライバシーポリシー等であらかじめ定められた利用目的の範囲内で作成・配付するようにしてください。また、作成した名簿は気を付けて管理してください。

Q8 プライバシーポリシーに違反したらどうなりますか？

A8 プライバシーポリシーに違反した場合であっても、ただちに罰則が科されることはありません。もっとも、プライバシーポリシーは法律上定められた義務を、より簡単に履行するために定めるものですので、プライバシーポリシーにしたがって適切に情報を取り扱うようにしましょう。